

岐阜労働局  
令和6年9月30日(月)発表

担当	労働基準部監督課	
	監督課長	平林 健生
	監督主任	黒川 翔平
	電話	058-245-8102

## 半数以上の現場で法令違反 ～ 県内 169 か所の建設現場に集中監督を実施 ～

岐阜労働局（局長：千葉登志雄）は労働災害防止対策の推進を図るため、令和6年7月から8月の2か月間にわたり、県内7つの労働基準監督署において建設工事現場の集中監督を実施しました。

### 監督指導結果のポイント

- 監督指導を実施した169現場のうち89現場（52.7%）で労働安全衛生関係法令違反が認められました。
- 主な違反事項及び違反率
  - 元請が下請に対して行うべき法令違反防止にかかる指導を怠っていたもの  
58現場【違反率 34.3%】
  - 車両系建設機械の作業に係る危険防止措置の安全基準に関するもの  
26現場【違反率 15.4%】
  - 足場における墜落防止措置等の安全基準に関するもの  
26現場【違反率 15.4%】
  - 墜落防止のための安全措置義務違反に関するもの  
25現場【違反率 14.8%】
- 監督指導を実施した169現場のうち、15現場で使用停止を命じる行政処分を行いました。

監督指導結果の詳細については [別紙1](#)

- 集中監督実施期間中に把握した労働災害防止にかかる建設現場の自主的な取組事例について [別紙2](#)

## 1. 建設工事現場一斉監督指導の概要

監督指導を実施した 169 現場のうち、89 現場（52.7%）で違反が認められました。

	土木工事	建築工事	解体工事	その他	合計
指導現場数	52	90	18	9	169
法令違反現場数	16	55	13	5	89
違反率	30.8%	61.1%	72.2%	55.6%	52.7%

## 2. 項目別違反現場数及び違反率

上記 1 の違反を項目別にみると、元請事業者が行うべき下請事業者に対する管理・指導義務違反が最も多く、58 現場で認められました。次いで、車両系建設機械及び足場・作業構台に関する違反がそれぞれ 26 現場で認められました。

違反事項	違反現場数 (全体 169 現場)	主な内容
【元請事業者の安全衛生管理】 元請事業者としての災害防止措置、 下請事業者に対する指導関係	58 現場 (34.3%)	・ 下請事業者に対する法令遵守のための指導の未実施（安衛法第 29 条）
【車両系建設機械】 建設機械作業に係る安全措置関係	26 現場 (15.4%)	・ 作業計画の未作成（安衛則第 155 条） ・ 労働者との接触防止措置が未実施（安衛則第 158 条） ・ 運転席を離れる場合の措置を講ずることなく離席（安衛則第 160 条）
【足場・作業構台】 足場・作業構台に係る安全措置関係	26 現場 (15.4%)	・ 足場の手すりの未設置（安衛則第 563 条、安衛則第 655 条） ・ 足場の最大積載荷重の未掲示（安衛則第 562 条）
【墜落・転落防止】 高所の作業床からの墜落・転落防止関係	25 現場 (14.8%)	・ 高所の作業床の端、開口部の手すり、覆い等の未設置（安衛則第 519 条、第 653 条）

### 3 使用停止等命令処分

違反が認められた現場のうち、墜落や転落の危険のある箇所等で、労働者に急迫した危険があると認められた 15 現場（8.9%）において、労働災害を未然に防止する観点から立入禁止、作業停止等を命令する行政処分を行いました。

現場	命令の内容
ホテル改修工事現場	高さ 2メートル以上の外部足場躯体側に複数箇所、手すり又は中さんが設けられていなかったため、作業停止及び変更措置命令
事務所解体工事現場	高さ 2 m以上の開口部に、手すり等が設けられていなかったため、立入禁止措置及び変更措置命令
新築店舗工事現場	作業用足場に手すり等が設けられていなかったため、作業停止及び変更措置命令

### 4 今後の方針

令和 6 年 8 月末時点の建設業の休業 4 日以上の死傷者数は 143 人で、前年同期と比較すると 21 人増（+17.2%）となっています。死亡者数は 3 人と前年同期と比較して 3 人の増加となっています。

岐阜労働局では今後も労働災害防止対策の徹底を図るため、引き続き元請事業者に対してリスクアセスメントの導入や墜落防止対策等について積極的な指導を働きかけるとともに、県内 7 つの労働基準監督署において建設工事現場に対する監督指導を実施し、重大・悪質な法違反に対して司法処分を含め厳正に対処していきます。

## 建設現場における 災害防止のための自主的な取組事例

集中監督実施期間中に把握した、労働災害防止に向けた建設現場の自主的な取組を紹介します。

### <事例 1：工場解体整備工事>

#### 災害防止に向けた取組

##### ■ 熱中症対策

元方事業場が独自に作成した熱中症対策シートを入場者へ配布。毎日朝礼、昼、終業後に健康状態を確認している。確認の結果、体調不良を認めた際には即時作業を中止し、責任者指示のもと必要な対応を行っている。

### <事例 2：新店舗内装工事現場>

#### 災害防止に向けた取組

##### ■ 熱中症対策

熱中症対策として、10時、12時、15時の一斉休憩以外に事業場ごとに交代休憩を取得するよう、新規入場の際や朝礼で周知している。警備員の熱中症対策として、パラソルを用意している。

### <事例 3：新店舗内装工事現場>

#### 災害防止に向けた取組

##### ■ エンジンの切り忘れ防止

ドラグショベルの運転席から離席する際にエンジンの切り忘れを防ぐため、作業者の作業衣とエンジンキーをチェーンで繋いでいる。